

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金 活動に取り組む皆様へ

地震等による災害時の復旧作業について

福島県沖の地震により、県内で農業用施設等の被害が確認されています。また、今後も降雨や融雪等により農地等への被害発生が懸念されるところです。

これら被災箇所の復旧にあたっては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です。

なお、活動時点において交付金の残金がない場合等により資金が不足する場合は、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課へご相談ください。

支援対象

異常気象(前)(後)の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路、農道等の見回り

農地畦畔や農地周りの水路、農道等の土砂上げ・補修等

農地や農地周りの農道の除排雪作業

- ・ 見回りは、安全が確認できる状況になってから複数人で行ってください。
- ・ 活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが重要です。
- ・ 多面的機能支払の場合で農地や農地周りの農道の除排雪作業が活動計画書に位置付けられていない場合は市町村に相談してください。
- ・ 中山間地域等直接支払の場合で当該用途が協定書内に明記されていない場合は市町村に相談してください。

(裏面もご覧ください)

お問合せ先

県庁	農村計画課	023 - 630 - 2506 (多面的機能・中山間直払)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554
各市町村	多面的機能支払交付金担当課 中山間地域等直接支払交付金担当課	

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金における 災害復旧作業対応

	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
災害復旧作業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・農地維持活動の「異常気象時の応急措置」で復旧作業の実施が可能です。 ・災害時の対応方法について予め総会等で合意を得ておいてください。 ・活動要件を満たすことを前提に、農地維持と資源向上(共同)の交付金の活用は可能です。(長寿命化との流用は不可) ・実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">被害状況を踏まえ別途 手続が必要 被災状況を踏まえ別途 手続が必要 応急措置に 活用可能</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の共同活動に災害の復旧作業等の項目が明記されていない場合は、協定内で合意のうえ、用途を明記して市町村に届ければ実施可能です。 ・実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">明記がない場合は明記し市町村に届出</p> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>被害が甚大で交付金が不足するなどの場合は個別にご相談下さい。</p> </div>	
	<p>※別途手続（甚大な自然災害の特例措置適用）により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復旧活動を行うことで、今年度の活動要件を満たす」とみなされます。 ・農地維持、資源向上(共同・長寿命化)予算のすべてを復旧活動に充当可能です。(この手続きは、市町村、県が農政局に申請します。) <p>◆上記の特例措置を活用しても資金が不足する場合、組織間での交付金融通が可能です。(この手続きについては、組織から市町村への申請が必要となります。)</p>	

多面的機能支払交付金情報

農地境の畦畔の草刈りや畦畔の復旧

農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去も支援の対象になっています。

共同活動として計画に位置付けて行う農地と農地の境の草刈りに加え、地震やその後の降雨等で崩れた畦畔の復旧などは多面的機能支払交付金の農地維持活動として用途の対象になっています。

以前の農地・水・環境保全向上対策では一部認められていませんでしたが、用途が拡大されています。